

第 131 回 地方分権改革有識者会議 提案募集検討専門部会 議事概要

開催日時：令和 3 年 10 月 15 日（金） 13：00～15：44

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎 4 号館 8 階）

出席者：

〔提案募集検討専門部会〕 高橋滋部会長（司会）、大橋洋一部会長代理、伊藤正次構成員、小早川光郎構成員、勢一智子構成員

〔政府〕 寺崎秀俊内閣府地方分権改革推進室長、吉添圭介内閣府地方分権改革推進室参事官、小柳太郎内閣府地方分権改革推進室参事官、谷中謙一内閣府地方分権改革推進室参事官、中里吉孝内閣府地方分権改革推進室参事官、水本圭祐内閣府地方分権改革推進室参事官

※各府省の出席者については配布資料を参照

主な議題：令和 3 年の提案募集方式に係る重点事項について（関係府省からのヒアリング）

関係府省からの提案に対する回答内容の説明の後、質疑応答を行った。主なやりとりは次のとおり。

<通番 21：農業委員会委員の過半数を認定農業者等とする法定要件の緩和（農林水産省）>

（高橋部会長）いろいろと実態を見直していただくということだが、8 倍要件に該当する団体の割合はどのぐらいか。その上で、省令によって対応する場合、どの程度緩和し、その結果としてどの程度例外に該当する団体が増加すると考えているのか。

（農林水産省）8 倍要件の特例を使っている農業委員会の数は、全体として 581 農業委員会である。8 倍要件をどの程度見直すのかということについては、ここは現場の実態をもう少し精査させていただきたいと考えており、かなり大幅に見直す必要があると認識している。

（高橋部会長）承知した。どのぐらい増えるかは、まだ漠然としたところで言えないということか。省令改正という方向もあると思う。先ほど認定農業者に限っている趣旨を説明いただき、少なくとも農業経営基盤強化促進法において、この農業者の認定は、効率的、安定的な経営を実現するための一つの中核的な手段だと思う。しかしながら、それだけが効率的、安定的な経営に資する人材ではないと思う。要するに、施策の中心となる手段として位置付けているだけであり、農業委員会の方にこの概念を引っ張ってくるときに、これだけに注目するというのも納得できないものがある。特に認定農業者は専業で忙しい人なので、農業委員会を実質的に担う適切な担い手という観点から、準ずる者である OB 等について、本則において見直していただくことがありがたいと考えるが、いかがか。

（農林水産省）もちろん認定農業者以外の方でも、個別に見ればそういう能力を持つ方がいるということはあるのかもしれないが、基本的には、農業政策として、市町村が認定をして行っている仕組みはこの仕組みだけである。まずは制度の基本原則として入れるとすれば、認定農業者のみが該当していくと考えている。

なぜそうしているのかを具体的に申し上げると、例えば農地法第 3 条に基づく農地の権利移動の許可については、3 つの観点があると思っている。1 つ目は、機械の所有状況や農作業の従事者数から見て効率的に農業が行えるのかという営農の観点。2 つ目は、地域内の農地の集約化や農作業の効率化、農業水利の適切な利用に支障がないのかという地域農業の観点。3 つ目は、農業経営基盤強化促進法において、市町村が基本構想という地域の農業をどうするのかという構想を立てていることから、そうした地域計画の実現に支障を生ずるおそれがないのかという地域の農政の方向性に関する観点という 3 つの観点から、農地の権利移動についての許可の判断をしているところ。

そういう中で、こうした 3 つの部分を含めて満たしているのは認定農業者の方と考えており、原則としては認定農業者とするべきであると考えている。一方で、現場でなかなか認定農業者の確保が難しい場合には、今申し上げている省令の弾力措置を設けさせていただいているところ。

（農林水産省）高橋先生から、認定農業者は忙しいというお話をいただいた。認定農業者の仕事の実態について、農業委員会は、総会、つまり、農業委員会の本務である 3 条の許可をする会議を月 1 回行っている。従来は出席をして対面で会議をやっていたが、最近ではオンラインで参加できるようにしているところがある。

それから、今まで各委員会では、議案という形で某市の何番地の農地についてこれから諮りたいという口上を述べていたのが、その口上をやめるなどを行い、従来は 120 分かかっていた総会が 30 分で終わるなどの時間

短縮に努める委員会も出てきている。

もう一つは、早朝7時からや、あるいは夜の7時からなど、認定農業者の忙しくない時間に開催するなどの取組をしている農業委員会もあるので、なるべく認定農業者の方々に負担がかからないような形で委員会運営をしてほしいということは、周知徹底していきたい。

(高橋部会長) しかし、農地法の許可のお話をされたが、地域の農業をどうするかという点で、農地転用許可を出すかどうかについては、その場で直ちに決められるものではなく、あらかじめ議案を真剣に考える時間もあるはずである。会議そのものの省略化は重要なことで、農水省や農業委員会の御努力はよく分かる。しかしながら、農業委員会の中核的な機能を果たす上で認定農業者は忙しすぎるのではないかと思う。業務を担うことができる人は、当然それはそれで中核として携わっていただければありがたいが、認定農業者と同視できる他の人について、本則で書いていただく必要があるのではないかと思うが、いかがか。

(農林水産省) 前回は御説明させていただいたが、そもそも今の規定を入れたのが平成27年の農地法改正であった。そのときに基にしたデータというのが現場へのアンケート調査である。その際、農業者の25%から、兼業農家主体の農業委員会では担い手の意見採用や農地集約が難しいので見直してほしいという要望があり、これを踏まえて、規制改革実施計画に記載されて今に至っている。

一方で、繰り返しになるが、現場実態をみれば、先生御指摘のように忙しい方もいらっしゃる。我々が努力しても拭い去れない部分があることから、そこは機動的に省令で弾力措置をやっている。現在の8倍要件というものは、今回のアンケートでも明らかになったように、緩和しなければ駄目だというお話があったので、大幅に弾力的に対応していきたいと考えている。

(高橋部会長) しかし、やはり本則にもう少しふわりと書くという方向性はあり得ないのか。認定農業者を大切にしたいというのは私もよく分かり、農業委員会の資格要件として認定農業者を位置付けられるのはいいとは思いますが、それ以外の者についても少し拾えるような形としたほうが、農業委員会の在り方としては適当なのではないかなと私は思う。いかがか。

(農林水産省) 属性を書くというのは、なかなか難しいことなのではないかと思うほか、基本的にはやはり省令を弾力的に運用する中でその他の者も結果的に拾うことができるため、法律としての原則はこのままとし、あとは現場の状況に応じて弾力的に運用したい。

(高橋部会長) 表現はいろいろあると思う。要するに、親族その他、認定農業者と利害関係を同一にする者などである。さらには、経営参画するような親族などもあり、認定農業者と同様に建設的な、まさに農業経営基盤強化促進法で言うような、効率的かつ安定的な経営の担い手となり得るような者という例示とするようなやり方は難しいのか。

(農林水産省) やはりこの認定農業者制度の要件は、食料・農業・農村基本法や、農業経営基盤強化促進法があって、これを背景に農業者要件をどうするかという話になっている。認定農業者にしている理由が、まさに営農の観点、地域農業をどうするかという観点、地域の農政をどうするかという観点。この3つの観点から選ぶのが一番ふさわしい。確かに現場だけということであれば、認定農業者の方の妻や父といったことも考えられるが、地域農業をどうするか、農政をどうするかというと、やはり、認定農業者の方に比べると同等の能力があるかどうかについては疑問と思っている。

一方で、認定農業者は家族経営で共同経営されている者もあり、それらの方々が共同して認定農業者になるという制度の道も拓いている。我々としては、そちらにおいても当然女性の視点というものを考えていきたいと思っている。

(大橋部会長代理) 前回から議論が進んでいないと思う。認定農業者にすると、やはり年齢層が高くて、男性の方が中心になってしまい、そこがネックで結局若い方や女性の比率が上がってこないという問題が全然改善されないのではないか。

また、認定農業者の数をベースにするようなやり方ではない柔軟なやり方をもってほしいという要望がアンケート上ははっきり出ているので、やはりその意向を汲んで、客観的にこれに基づいて政策を組み立てるということを考えていただきたい。

例えば、例外で書いてあることを本則に入れて、資格をより柔軟に認めるようにしてほしい。また、地元で首長が選び、議会の同意の下で選ばれることから、ここまで厳しく要件を立てることがそもそもいいのかという問題もあり、他の行政委員会と比べても厳格過ぎるというのが私たちの率直な印象である。要件を少し緩和するというような方策だけでは立ち行かないように思っているが、いかがか。

(農林水産省) 若い方や女性の方に関しては、例えば認定新規就農者のような方は当然認定農業者の予備軍になるので、そうした方に認定農業者になっていただくことを進めていくことで、若い方も含めて認定農業者に入れていくことはできると思う。また、例えば家族の方で言えば、家族協定を結んだりすることによって、共同経営として認定農業者に入れていくことも可能ではないかと考えている。

また、アンケートの読み方次第かもしれないが、弾力的に運用できるようにするという点については、例外措置を用意していると問2でも書いているので、問3の回答で7割の方が弾力的にと回答している点については、省令改正で対応してほしいという声が一番大きいのではないのかと考えている。

他の行政委員会との関係については、農業委員会は農地の権利の許可という行政処分を行うため、地域農業や地域農政の方向性といった専門的な知識を必要とすることから、認定農業者の要件を課しているところ。いずれにしても、まずは認定農業者によって枠をはめて、その中で選んでいただくこととしたい。ただ、なかなか難しい場合には、現場の実態に即して省令で弾力的に対応したい。

(大橋部会長代理) 今まで認定農業者を中心にやってきたものがうまくいっていないわけである。先ほどのアンケートを見れば、提案の内容が具体的に裏付けられたという印象を持った。その上で、なおまだ認定農業者にこだわるというのは、やはりこのアンケートの意味とか重要性を酌み取っていないのではないのか。提案で言われることがまさに率直にそのまま出ているように思う。平成27年改正では現場の声を聞いて今の制度にしたというのであれば、今回も、こういうことを聞いて、その実態に合わせたものにぜひ改正していただきたいと思う。

(農林水産省) 大橋先生のおっしゃることも分かるが、一方で、法改正をするとすると、現行の制度の趣旨が倒れているかどうかという観点が必要だと思っている。我々としては、全国農業会議所が実施したこのアンケートの問4を見ると、現行の趣旨は理解できるというのが全体の90%ぐらいを占めており、本制度の趣旨そのものは理解していただいていると思っている。また、認定農業者の数も、マクロで見ると23万1千人から23万4千人など、微増ではあるが増えていることから、まだ法改正の前提を崩すまでには至っていないと承知している。

(大橋部会長代理) 趣旨は理解されているとしても、今回のアンケートを見る限りは、それを具体化する手段については全く認容されていないのではないのか。そこが問題だと思うので、法改正していただきたい。

(高橋部会長) いかがか。アンケートの見方もあると思うが、趣旨は理解できるけれども、一層機動的かつ弾力的に対応するというのが本当に省令改正、運用の改正だけでいいのか。省令改正だけでいいと回答したのが7割なのかどうかは、積極的に読み取れないのではないかと思う。柔軟なやり方について、それが法律レベルなのか、省令レベルなのか、それとも運用上の方法かと、そこまでリアルに聞いた話ではない。現行制度の趣旨が倒れていないと法律改正をできないというのは、少々厳し過ぎる印象もある。地域の農政を的確に行っていくとき、農業委員会の担い手を円滑に確保しつつ、しっかりと農村構築をやっていくという点で、適切な法律の改正であれば適切な法律の改正になるので、制度趣旨が倒れているかどうかという観点からは考えなくてもいいのではないかと思うが、いかがか。

(農林水産省) 制度趣旨が倒れているか倒れていないかについては、認定農業者は増えているので、そういう意味では、状況として何か倒れているとは思っていない。先ほどの会議所の調査の結果を踏まえてということかもしれないが、昨日、10月14日に都道府県の農業会議の会長会議というものがあつたと聞いている。我々のほうにはまだ書面として頂いていないが、その中で、農業委員の認定農業者の過半要件については、農業、農村の実態を踏まえ、運用の柔軟化について検討することという決議をされたと聞いている。先ほどのアンケートをどう読むかということに関しては、全体としての会議所のほうの解釈としては、運用の柔軟化と解釈されているのではないかと仄聞している。

(高橋部会長) 平行線でなかなか進展しなかったが、何かあれば一言。

(勢一構成員) アンケートの読み方はやはり少し丁寧に分析する必要があるかと思っている。問4において、確かに現行要件の趣旨は理解できるという回答が多数だったというが、これは3択の選択肢にしかっていない。確かに認定農業者が大事だということが分かったとしても、真ん中の74%の後半の「現場の実態により一層機動的かつ弾力的に対応できるよう改善してほしい」という記述の含みは、これしか選択肢がない。どういうものを現場が求めているのかはやはり丁寧に分析をしていただく必要があると思う。

(高橋部会長) 構成員の指摘を踏まえて、閣議決定にどういう方針でいくのかということについては、事務局ともよく調整していただき、引き続き御協力のほど、よろしくお願ひしたい。

<通番 28：土地改良法に基づき市町村が定める応急工事計画に係る議会議決を不要とする見直し（農林水産省）>

（高橋部会長）議決を不要としていただけるということでよかったと思うが、結局3分の2同意をどうするかという話があると思う。これは、負担金を徴収する場合には、そもそも地方自治法で議決を経て条例を定めるのか。

（農林水産省）スライド番号2ページを御覧いただきたいが、まず御説明したとおり、議決は不要とする。ただ、費用負担を求めなければ参加者の同意も不要であるが、負担を求める場合は3分の2以上の同意を取ることとする。市町村が実際に受益者に負担金を求めていく場合には条例等で定めることもあろうかと思う。

（高橋部会長）条例で定めているということかというと、同意をあえて設けるという必要性もないように思うが、いかがか。

（農林水産省）土地改良法の手続で受益者3分の2以上の同意を求めるのは、受益者の皆さんの財産権、私権への影響も出てくることを背景としている。一つは、個人所有の農地や農業施設の復旧をどのように実施していくのか、また、負担金を徴収することも含めて決めるにあたって、3分の2以上の同意は、財産権との関係で必要となる。もう一つは、例えば共同施設を復旧対象として実施する場合などに当てはまるが、必ずしも全員が同意するとは限らないので、そのような場合には、3分の2以上で同意があれば事業を進めることができ、また、場合によっては反対の方にも負担を求めていくことができるという法的根拠の立脚が必要であり、今回の方針を考えた。

（高橋部会長）これは結局、法律上明示しないと、事実上全員同意になるということもあるのか。

（農林水産省）実態としては、これまでも全員の受益者に説明をして進めてきていることが多いが、御指摘のように、これを法で定めておかないと、まず全員に同意が取れるのか取れないのかという点で紛糾してしまい、場合によってはなかなか事業に入れないとか、また負担金の問題で非常に揉めることも出てくるので、まず法的根拠をしっかりと立脚させるために、3分の2同意を定めておく必要があると考えている。

（大橋部会長代理）都道府県などが負担金の徴収を行うときには3分の2同意を取って行うと思うが、こういう激甚災害のような場合には、かなり国庫補助が高率で出るので、本当に3分の2を取る手間をかけてまで受益者負担を求めるかという点に政策判断があると思う。実際に、現行負担金徴収はどのくらい行われているのか、データはあるのか。

（農林水産省）スライド番号9ページについて、左側に回答数を挙げているが、土地改良法に基づいて災害復旧事業を実施した件数が、過去5年間で4,059、国庫補助が2,644とあり、この国庫補助の残りの部分を市町村がどうしたかということになるものの、完全に状況を把握しているわけではないが、県や市町村の考え方で全部行政が持つ場合もあるが、やはり実態としては地元の農家の皆さんに負担を求めている場合も一定程度あると考えている。

（大橋部会長代理）今回、議会の同意がなくなるということは、先ほどの資料によれば、1か月程度期間が短くなるが、その後、この3分の2同意の問題が出てくる。国庫補助の問題や手間の問題を考えれば、場合によっては負担金の徴収をしないで3分の2同意を要求しないまま進めるという運用も自治体レベルではあるのかなと思った。そのような点をどのくらい視野に入れて今回の回答をされているのか関心があったので、お聞きした次第である。

（農林水産省）負担金を受益者に求めるか、求めないかということによって扱いは変わる。求めなければ同意は求めないということになるが、求める場合には、同意取得のための手続とも関係してくる。

委員御指摘のように、議会議決を省略すると、当然この分は時間が短くなるが、一方で、同意取得のための一定の時間がまた必要となるという点は確かにそのとおりであると思う。

そこで、スライド番号11ページの右側のフローを御覧いただきたいが、この同意取得については、必ずしも工事計画の決定前に行わなければならないのではなく、事業が進み始めた後でもいいという取扱いを、既に県営事業の場合にも行っている。迅速な復旧も必要であろうことを勘案し、この措置を県営の場合と同様の扱いとして、その旨をしっかりと市町村のほうにも周知をしまいたい。

（高橋部会長）市町村としては負担金の同意取得に関する危惧もあろうと思う。事後でもいいし、むしろ事後のほうが望ましいと丁寧に説明してから、住民の同意を懇切丁寧に取ることは望ましいという話を出していただく。それから、3分の2同意要件の意義というのはこんなものであると。これがないと逆にルールがはっきりせず、結局実務上全員同意になってしまうので、3分の2同意をはっきり書くのだという趣旨を市町村のほう

に御徹底いただければありがたい。引き続き閣議決定まで事務局とよく御調整いただければ幸いである。
(農林水産省) 丁寧に進めてまいりたい。

<通番 23：区域区分の変更に関する都市計画決定権限の中核市への移譲（国土交通省）>

(高橋部会長) 確かにアンケート結果については権限移譲を求める自治体が少なかったことは事実だが、支障があるとおっしゃった中核市も 12 市あるということなので、運用改善が必要だと思う。今、個別の御相談で何とかというお話があったが、都道府県の画一的な運用であるとか、見直しスケジュールが都道府県で設定されてしまっているとか、さらには人口フレーム方式だとなかなかうまくいかない場合があるとか、制度上いろいろと国として見解を示すべきところがあるのでこういう提案が出てきているのではないかと思うのだが、その辺についてはいかがお考えか。

(国土交通省) 都市計画は、広域的なものから身近なものまで、都道府県と市が同じ空間、エリアについて権限を分担し合いながら決定しているものなので、両者の調整が当然必要である。そのために都市計画法で両者の意見調整の仕組みを制度的に措置しているところである。もちろん異なる主体の調整である以上、両者の意見が完全に合意に至らない場合もあると思うが、今回のアンケートを見ると、都道府県の判断も合理的な理由に基づいていると受け止めているところである。

そういうこともあるので、まずは制度の趣旨にのっとって県と市が調整をしっかりと図っていただいて、必要があれば個別の事例に応じて県と市の間で運用改善を行っていただくということが適切ではないかと思っている。そういう意味で、国としてはそういう御相談があればサポートしていきたいということを申し上げたところである。

(高橋部会長) これは都道府県同意の廃止のときにもお願いしたのだが、都道府県にだけ聞いたって仕方はなくて、こういう支障があったときに、両者はどういう見解でこういうふうになったのかということまで聞かないと、一方的に都道府県の意見だけ聞いてこうだという話にはならないはずだ。そういった意味では、都道府県の判断も、都道府県が言ったことは一見もっともらしいという話でしかなくて、協議が整わなかったときに、現行の調整ルールが本当に所期した形で動いているのかということについて、適切に分析していただき、こういう提案が出たということを機に、そこら辺を確認していただくということが必要なのではないかと思うのだが、そこはいかがか。

(国土交通省) 誤解があるかもしれないが、今回のアンケートはあくまで中核市と都道府県の双方にそういった事例があるかということをお聞きして、その事例についてそれぞれがどう考えているのかということをお聞きしているので、都道府県だけに聞いているということではない。異なる主体間の意見調整であるため、そこはお互いの意見があって、折り合うべきところは折り合うし、折り合えないところは折り合えないということが残っているということだろうと思っている。我々としてはそういう意見調整の仕組みを設けているので、制度の趣旨にのっとって、県と市がお互いに意見調整をしっかりと図っていただくということを個別に行っていただくということではないかと思う。

(大橋部会長代理) 今回のアンケートを見ると、提案団体が言っている支障に対する対応の仕方として運用改善ということを言われているので、そういうところをこれから丁寧にやっていく必要があると思う。

もちろん個別的にそこでじっくりいろいろ相談してもらおうというのも必要かもしれないが、自治体の中にはこういう区域区分をめぐるような調整について必ずしも十分案内ができていないようなところもあるかもしれないので、運用改善という場合の情報提供を開発許可の中でうまくやれるというようなことなのか、スケジュール調整のようなところを丁寧にやればできるというような話なのか、それとも、軽微な案件に対しての対応の仕方というのはこのようなことがあるなど何か情報提供することはできないか。個別になるとなかなか敷居が高いかもしれないので、そういうような形で運用改善がこの部分で 12 の提案が出ているということは、やはりひとつ問題があることは事実だと思うので、改善に向けたフォローを主務官庁のほうで何かするというお考えはないのか。

(国土交通省) 今回、12 の市からそういった事例があったという回答があったわけだが、正直に申して、その理由は、一つに大きく括れるというよりは、個別の事案に即したようなことに応じてそういった事例が挙がってきているのではないかと思っている。そこについて括って何か方針を示すことがふさわしいことなのかどうか、基本的には我々としては個別事案に応じて個別に県と市が制度の趣旨にのっとって調整をしていただく、もしそこで本当に困れば、我々としても相談に乗っていくが、我々としては、そういった制度の趣旨にのっとって

- 意見調整をしっかりとやっていただくよう、運用改善を促していくことが適切ではないかと思っている。
- (大橋部会長代理) そういう意見聴取をするような場というのは、今はきちんと設けられているということか。恒常的に何かそういうことを言い合えるような場があるということは確認されているのか。
- (国土交通省) 都市計画法上、都道府県が例えば線引きの都市計画を決める場合については、市町村に意見聴取をするという仕組みが都市計画法 18 条で設けられている。また、市町村からも、都道府県に案の申出をできるという仕組みが都市計画法 15 条の 2 で設けられているので、こういった案の申出なり意見聴取という仕組みを使いながら、県と市で日頃から、あるいは都市計画の決定に際して意見調整を個別に具体的にやっていただくということが基本になるのではないかと思っている。
- (大橋部会長代理) そういう意味で、個別法に基づく点的な意見聴取より、もう少し平常的に何かあると、こういう問題というのは対応しやすいのかなと思ったため、先ほどああいう発言をした。
- (高橋部会長) 中核市及び都道府県における実態を把握した上で、必要に応じて改善ということだが、今のお話だと、個別的な事情であるので対応しないというふうにしかな受け取れなかったのだが、そこはどうか。運用改善に向けた検討を行いますということをおっしゃっていただいたのだが。
- (国土交通省) 基本的には意見調整の仕組みがあるので、その運用を制度の趣旨にのっとって、県と中核市が日頃から意思の疎通なり意見聴取をしてきたということであろうと思うが、もしそういったことでうまくいかないということがあるのであれば、県と市がその意見調整の中で運用改善を図っていただく努力をしていただく。もし国に相談があれば、適切なサポートなり、そういったものを双方に対してさせていただくということだろうと思っている。
- (高橋部会長) だから、一方的に都道府県の都合のスケジュールを押しつけるみたいな話は困るというような話とか、硬直的な、合わないというだけではなくて、都道府県の構想が本当に市町村の実情と合わせたフレキシブルなものになっているかどうかという話もある。構想に合わなかったから、要するに駄目だったというのが都道府県の理由としてあるとしても、逆側から言うと、都道府県の構想が硬直的だったのではないのという話もあって、そこはお互い、協議なのだから、そこは協議してもらいたいみたいな話を今回いろいろと国としても技術的な助言を出していただけるとありがたいとは思っているのだが、そこは難しいのか。
- (国土交通省) 国から、今申し上げたような運用改善を促すような、要は、県と市の意見調整という都市計画法上の手続を制度の趣旨も踏まえてそれぞれ対応してほしいということを何らかの形で国からお示しをするということはあるかと思うが、今申し上げたような内容であれば、何らかの文章を考えるということは検討したいと思う。
- (高橋部会長) 都道府県と市町村の協議のルールをつくってもらっているが、担当者も替わって行って、当初の協議を真摯にやるというところが実際うまくいっているのかどうかという話も常にチェックしていかなければいけないところもある。国交省様が考えていらっしゃる理想的な協議の仕組みというのはこんなもので、今回提起したところを見ると、こんなところに留意してほしいみたいなところをもし示すことができるのであれば、ぜひお示しいただければありがたいと思う。そこはいかがか。
- (国土交通省) そういう都市計画法上の調整手続の運用について、再度双方に趣旨をお伝えするというということについて検討させていただきたいと思う。
- (高橋部会長) では、そんな形でぜひよろしくお願ひしたいと思う。どうもお忙しいところ、ありがとうございました。

<通番 16：都道府県分別収集促進計画の策定義務の廃止（環境省）>

- (高橋部会長) 法令の定めによらない実態上の集計・取りまとめに替えるのは困難だという 2 次回答をしていたが、法律を変えて、再商品化義務総量の算定根拠としては市町村から提出された市町村分別収集計画に示された量の合算だと決めてしまえば、それでよいのではないか。
- (環境省) まさしくそういう趣旨で都道府県計画の取りまとめをいただくということで法文上の根拠が要ということである。我々が申し上げたかったのは、再商品化義務総量の計算のために、市町村分別収集計画に示された量を合算するのは、法の根拠がないものでもいいのではないかという御指摘であったので、法の根拠が必要であるということをお願いした。今言っていることは、また別の法の根拠を置けばいいのではないかということだとは思いますが、その場合にこれで足りるかどうか、そこはもう少し検討が要すると思う。ここで申し上げたかったのは、法の根拠がなくてもいいのではないかという指摘に対して、法的義務にはねてくるので、法的根拠

が要るということである。

(高橋部会長) ですから、そこは法令を変えて、市町村の計画に示された量の合算だとしていただければよいのではないかと。再商品化義務総量の根拠として、都道府県分別収集促進計画の策定を義務付ける必要はないのではないかとのお話をしている。都道府県分別収集促進計画のうち、市町村のデータの合算に過ぎない部分については要らないのではないかと。

(環境省) たびたびすみません。そこは、法令上も今の計画の中で合算して得られると書いているので、実質的に同じではないかと思ひ、その場合にわざわざこれを変える必要があるのかどうか、いまいち我々としては得心がいかない。

(高橋部会長) まずその論点を潰してからほかの論点に行きたい。その部分について要るのだとおっしゃっている、それは別の形で表現できませんかということをもとに論点の最初として御検討いただければありがたいということをお願いする。

(環境省) 今議論させていただいたが、法律に基づいて数字を合算するというのが肝だというのは間違いなく、今の法律の立てつけ上はそれが計画というものの中に記載されているということであるので、ざっくり言うと、入れ子になっているのでという御指摘かと理解したが、我々は法律的な根拠があるということが重要だということを書かせていただいている。

(勢一構成員) 今、部会長が説明した点の趣旨は、この提案自体がそもそも都道府県分別収集促進計画の策定義務をかける必要がないのではないかと、廃止しても構わないのではないかとという提案である。では、都道府県分別収集促進計画を廃止するとどういうことが起こるかということで、再商品化義務総量の算定の法律の根拠が都道府県分別収集促進計画で示された量となっているので、それがなくなると困るとというのが御省のご説明であった。しかし、都道府県分別収集促進計画で示されている量は何かということ、市町村分別収集計画の中で示されているものの合算ということであったので、そうであれば、都道府県分別収集促進計画ではなくて、直接市町村分別収集計画を参照し、それを合算することとすれば、都道府県分別収集促進計画を策定する必要がなくなるのではないかと、というのがこちら側の趣旨となる。

(環境省) 今言われたことは理解できた。そういった面をいけば、計画というものをつくって、その中に市町村の合算の値を決めるというのが今の法律の立てつけになっているので、大本は計画の事務の簡素化、簡略化という話であったので、同じ合算という作業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の都道府県廃棄物処理計画の中に入れ込む形で、そちらで作業をやっていただくことによって、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等の法律の分別収集促進計画を策定することが同時に達成できるということで、事務の削減ができるのではないかとというのが我々の回答の趣旨である。

(高橋部会長) いえ、まずは、一つの根拠がそこだったので、そこはほかのところでも変えられるというお話をしたということである。でも、そのように変えたら、都道府県分別収集促進計画には結局何が残るのか。何を書くことになるのか。都道府県にはいったい何を義務付けるのか。

(環境省) 法律上は、4つの項目についての記載が必要とされているが、それぞれの内容が必要だと考えている。ただ、現行では、分別収集促進計画と廃棄物処理計画を両方つくるという立てつけになっているので、事務の簡素化という形でいけば、廃棄物処理法における処理計画のほうが守備範囲というか、射程が大きいので、その中に盛り込む形で計画を策定することによって両方のものを同時に策定することが可能だと考えたので、それでももとの事務作業の簡略化、軽減というものが達成できると考えてこの提案をさせていただいた。

(高橋部会長) そうすると、再商品化義務総量の根拠を市町村計画とし、残りの部分（知識の普及及び情報の交換の促進）を廃棄物処理計画に書いてもらえば、都道府県分別収集促進計画は要らなくなる。

(環境省) もともと法定の計画が必要だというのは変わらないと考えている。

(高橋部会長) 法定の計画は一個で済むことになる。廃棄物処理計画の方が広いので、そこに書くことは可能だということか。

(環境省) 廃棄物処理計画に書いてあれば、分別収集促進計画でもあるということで、作業が一元化できると考えている。

(高橋部会長) だから、その計画は法律上統合してしまえばいいのではないかと。要するに、その量のところだけは独自にやらなければいけないから、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律で書いてもらって、あとは廃棄物処理計画のところを書いてもらえばそれでいいのではないかと。そうすると、都道府県分別収集促進計画は要らなくなるのではないかと。

(環境省) 我々は必要だと思っている。

(高橋部会長) いえ、だから、都道府県に2つの計画を義務付けるのではなくて、法制上寄せることはできないか。

(環境省) もともと両法律がそれぞれの計画を求めているので、それを実態面として両方をカバーできるようにできるのではないかというのが我々の趣旨である。

(高橋部会長) 法技術的に両方表現できれば、2つの法で都道府県に義務付ける必要もないと思うので、そこは御検討いただければありがたい。

(環境省) 前日も教えていただいたが、一括的に処理をするという方策もあると伺ったので、その中で法律的に対応ができるというのであれば、表現できる可能性はあるかもしれない。

(高橋部会長) いえ、一括でできるというか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の中に計画事項として書いてしまう。そこは御検討いただければありがたい。

では、次の論点だが、都道府県分別収集促進計画については、5年を1期とする計画を3年ごとに定めなければならないとされている。他方で、都道府県廃棄物処理計画はおおむね5年ごとに策定となっている。両計画を一体として策定することは可能だとおっしゃっているが、本当に可能なのか。計画期間がずれてくると思うが、いかがか。

(環境省) そこは実務上で十分工夫できるのではないかと思う。分別収集促進計画の更新頻度に合わせて、廃棄物処理計画を全部見直すか、あるいはその部分だけ見直すか、それは対応が十分可能なのではないかと思う。

(高橋部会長) もう一度言ってください。そこら辺はどうやったらうまくできるのか。

(環境省) 廃棄物処理計画の見直しに合わせて分別収集促進計画の見直しもしていただくというタイミングもあると思うし、廃棄物処理計画全体を変える必要がない場合であって、分別収集促進計画の数字を見直す必要がある場合に、廃棄物処理計画全体を見直さないという判断をされることも十分あり得るのではないかと考える。

(高橋部会長) では、両計画の調整の仕方については策定主体の自由でよいか。

(環境省) 一体的に運用をされる中でそういう判断をされることも大いにあり得るのではないかと考えている。

(高橋部会長) それでよいと言っていただくことが重要だと思う。

(環境省) 大丈夫です。

(高橋部会長) 承知した。ただ、やはり5年を1期とする計画を3年ごとに定めるというのは極めて厳しいと思うが、そこはいかがか。

(環境省) もともと分別収集促進計画が基になって容器包装を作ったり使ったりする事業者の再商品化義務量が確定していく。昨今のコロナも含め、社会情勢が変動すると、容器包装の発生量が大幅に減ったり増えたりするので、それを的確に把握して再商品化義務量を算定するという意味で、ただ、あまりにも頻度が大きいと、これは様々な人たちの手間がかかるので、3年という頻度がこれまでの議論で定まってきたということだと理解している。それを撤廃するか長くするというのは再商品化義務量に直結する部分であるので、これを見直すというのは現実的ではないと考えている。

(大橋部会長代理) これは5年を1期とする計画を3年ごとに定めるという極めて変則的な感じがする仕組みである。ほかでも言っているが、3年というサイクルは計画のサイクルとしては短過ぎるような気がするし、さきほどから2つの計画の間のいろいろな調整ということで、片方が5年だということだとすると、やはりこの機会に計画策定サイクルを5年に合わせていただき、その中で必要な部分についてどうしてもということであれば、3年ごとの部分を残すなど、全体的に概観しやすいような仕組みにしてもらう必要があるのではないかと思うが、いかがか。

(環境省) 3年ごとに必ず見直すというか、変わらざるを得ない部分とそうでない部分というのは御指摘のとおりであろうかと思うので、計画の中でもこういうことはベースとしてあまり変わらないというのであれば、簡単な見直しという点検でできる。それ以外の話、例えば人口であるとか発生量自体に基づく収集量の見直しの確認については、先ほど申し上げたように企業の再商品化義務量に直結するので、こちらについては見直し、点検の必要があろうかと思っているので、中身的にはメリハリがあると思うので、我々もその目でいま一度チェックをさせていただければと思う。

(高橋部会長) 基本はどうしても3年で再商品化義務総量だけは見なければいけないということであれば、より長期の計画にして、3年ごとに変動があったらその部分だけを変えとか。これは、ある意味では都道府県に対する負担としては重過ぎると思う。そういった意味で、再商品化義務総量とかそういうようなものに関わる

ようなものでどうしても3年ごとにつくらなければいけないというのであれば、その部分だけは変更があったら見直すというような義務をかけておいて、あとは長期的な計画という形で事務を遂行していただくことが、政策のPDCAサイクルをきちんと回すという観点や、義務付けのところをはっきりさせるといふところの役割分担としても、合理的な仕組みだと思うが、そういうふうになり替えるということは御検討いただけないか。

(環境省) 計画中の一言一句全てつくりかえるということは通常はないと思うので、ベースラインで変わらない部分、当然市町村によってはあろうと思うし、県単位でもあろうと思うので、その部分は、計画を見直すといったとしても、全てを変えようというお話では実態上ないと思うので、その旨がきちんと都道府県に伝わるように、いま一度我々も中身を精査させていただいて、もし思い違いとか、かけ違いがあるのであれば、是正するというのはあろうかと思うが、改定頻度を6年にするとかという話ではないと我々は思っている。

(勢一構成員) 先ほど都道府県分別収集促進計画については廃棄物の処理及び清掃に関する法律の廃棄物処理計画と一緒に策定して構わないという御説明があったが、それをやるためには計画期間がそろっていなければ、結局、それぞれを別々に回すような形になり、事実上簡略化、合理化はできないということになろうかと思う。そういう点では、先ほど見込み量の部分について9条を参照するのではなくて8条のほうを見てもらって反映するという、その部分が抜けるのであれば、こちらの容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に都道府県分別収集促進計画がなくても、十分に都道府県分別収集促進計画の残りの内容について廃棄物処理計画に入れ込んでもらえれば済むというような整理もできるのではないかと考えている。

(環境省) 合算するに当たっても、市町村に対してこういった分別収集をするようにということで、現に都道府県から市区町村に指導が入っている事例を様々お伺いしている。そういった積上げの中で都道府県のほうで合算していくという取組が現に起こっている。そういった中で、都道府県の分別収集促進計画をつくっていると承知している。合算すればいいというのはそのとおりではあるが、そこに至る過程に様々な動きがあるということを見ると、分別収集促進計画というものが必要ではないかと考えている。その中で、廃棄物処理計画という別途の大きな計画があって、そこでも廃棄物処理政策全体をやっているのだから一緒にできるのではないかと考えている。

(高橋部会長) 市町村分別収集計画の策定についての都道府県のそのような関与というのは、法的な根拠は何か。どの辺に法的な根拠があるのか。

(環境省) これは前も申し上げたかもしれないが、都道府県が市町村に対して必要な技術的援助を与えるという責務規定があり、これは6条の2項であるが、6条の3項に国の施策に準じてと書いていて、これらが根拠規定になっている。

(高橋部会長) 承知した。

(環境省) 今、委員のほうから御指摘いただいた、計画期間がずれている場合、逆に手間が増えてしまうのではないかと御懸念、このまま環境省のほうからこういうやり方があるとかアドバイスがなければその混雑が生じるおそれもあるので、こういうやり方をして、最終的に両計画を効率よく策定することによって簡略化が可能だという例を具体的にお示しして、事務の簡略化でない方向にいかないように、そこは汗をかかせていただきたい。

(高橋部会長) 同じ分野で計画期間が5年と3年に書き分けられているというのは、義務付けられている相手方を考えていない立法だと思うので、閣議決定までさらに事務局とよく調整していただきたい。少し腰を据えて長期的にやっていきたいと思うので、御協力をお願いします。

<通番12：都道府県献血推進計画の策定義務の廃止（厚生労働省）>

(厚生労働省) 血液製剤は、地域医療に不可欠なものである一方で、有効期限が短く、また、我が国においては有償採血が禁止されており、地域住民の方の善意の献血で成り立っているという特殊性がある。そのため、採血事業者のみで安定的な血液確保を行うというのは、現実的に限界があるため、国、地域医療を担う都道府県、地域の関係者の皆様の協力が必要不可欠である。

そういったことから、国計画で全体の基本方針を示した上で、各自治体において、地域の実情を踏まえ県計画を策定いただいているところである。国計画は全体の基本方針を示してはいるが、別途県計画で県の実情や

具体的な取組を組み合わせることなどで効率的に献血推進につながるものと考えている。また、計画があることで都道府県が活動を主体的に行い、評価や見直しを行う材料にもなると考えている。

提案団体からは、県計画がなくても推進活動は十分にできるというような意見もいただいている。我々としては、今申し上げたように、血液確保のためには、やはり県計画が非常に大事だと考えている。血液が近い将来、不足することも懸念されている状況の中で県計画を廃止した場合の影響というのはかなり大きいのではないかと懸念しているところでもある。そういう意味で、廃止を行っても大丈夫かどうかは、全国における現場のいろいろな関係者に議論を尽くしていただく必要があるのだと思う。

計画の策定に係る事務負担が非常に重いというような意見も併せていただいている。その点については、我々も、現にそういうことになっているのであれば、簡素化できるところはできる限り簡素化するといった対処をしていきたいと考えている。

私どもで、6自治体ほどに業務について尋ねたところ、例えば県計画策定に当たりパブリックコメントを行っているという県はなかった。また、県計画策定に関する協議会の開催頻度は年1回程度ということで、県計画策定に当たっての過剰な業務負担ではないというような回答であった。自治体によって業務の進め方はいろいろだと思うが、県計画策定に当たっての業務を工夫すれば、過剰な負担というものは避けられるのではないかと考えている。ただ、確認した範囲は6自治体であるので、今後、分権室とも協力をしながら、全国の自治体に県計画策定の業務負担について調査を行い、現場の負担感、あるいは改善策としてどんなものが有効と思っているかを把握したいと考えている。その上で、県計画策定の事務負担軽減策を今年度末までに検討したいと考えている。

(高橋部会長) 分権室と共同で47都道府県の実態調査をするということではよろしいか。

(厚生労働省) 分権室と協力しながら、調査したい。

(高橋部会長) 今はもう10月だが、スケジュールはどのような感じか。

(厚生労働省) 実は、できればこのヒアリングの前に調査を行いたいと思っていた。今、まさに作業中であると担当からは聞いているので、できるだけ早く現状を把握する調査をしたいと思っている。

(高橋部会長) 対応方針の閣議決定までに間に合うのか。

(厚生労働省) それはいつか。

(高橋部会長) 12月末。

(厚生労働省) 調査自体はそれまでに回答を回収できるぐらいのスケジュール感で実施したい。

(高橋部会長) 当然、調査結果をどう評価するのかということについて、すり合わせをして、それを踏まえて、本格的な見直しか、それとも、御省のおっしゃっているような形でやるのかという議論をもう一度しなければならぬが、それは閣議決定までに間に合うのか。

(厚生労働省) そこはまた分権室と相談したいと思うが、私どもとしてはできるだけ早く調査を発出したいと思っている。回答が難しい項目を織り込むと、回答に時間がかかると思うので、主眼は業務負担がどうかということ。1次ヒアリングで指摘いただいたが、例えばパブリックコメントは6自治体はやっていないと言っているけれども、パブリックコメントはかなりの自治体さんがやっているのか、あるいは、ここの部分が作業負担が大きい、国と重複して定めている項目がなくなればいい、など実態と意見を分かりやすく早く回答いただけるような調査にしたいと思っている。

(高橋部会長) 計画以外のやり方でも施策が回るとかというような質問をしていただけるとありがたい。

(厚生労働省) 県計画がなくても他の計画で代替できる、あるいは実際に県として活動するなかで見直しや検証もできる、等の回答を得られるような質問か。

(高橋部会長) 要は、計画という形式ではなくて、協議会で議論をして議事録を残すやり方で十分だと思いますか、とか。

(厚生労働省) どのように聞くかは検討するが、工夫する。

(高橋部会長) 分権室ともよく相談してほしい。単なる事務負担ではなくて、こちらとしては理念的な話もある。我々としては総量規制をやりたい。御省だけを狙い撃ちにはしていないわけではなくて、全ての部局に法定計画についてはなるべく廃止、縮減、かつ負担軽減ということを共通してお願いしているので、できることを探るといって分権室とも相談いただければありがたい。よろしいか。

(厚生労働省) 調査の仕方については前向きに考えたい。

(高橋部会長) 県計画に重複するような、他の計画は何があるか。

- (厚生労働省) 提案団体は例えば防災計画などを意図されているのかもしれない。防災計画といっても自治体によって内容は様々だと思うので、そのあたりも調べていきたいと思っている。
- (大橋部会長代理) 提案団体の趣旨が十分に伝わっていないような気がする。1次ヒアリングをもう一度やっているような印象を受けた。献血受入計画が赤十字でつくられていて、その策定に都道府県が深く関与している。県計画の献血量の目標の記載は、それと内容が違わないものになっており、二度手間になっているということ踏まえて、県計画を見直してもらえないかということを一先ヒアリングでお願いしたと思う。その検討を飛ばして防災計画などの他の計画に着目するというのは、提案に対する回答には全然ならないと思う。「いくつかの自治体の状況を聞いたところ、負担はかかっていないようである」というような説明があったが、本件は共同提案団体が存在する提案であり、一団体の特異な事情に基づく提案ではない。本日の回答ではスケジュールも合わないし、1次ヒアリングから2次ヒアリングの間に何をしていたのかというのが非常に疑問である。
- (厚生労働省) 早く調査を発出したいと思っている。また、他の計画の話はあくまでも一例であるが、大幅に負担軽減できると考えており、そういった自治体の声があるとも思っている。県計画をつくらなくても大丈夫というような具体的な策を吸い上げられるように調査も組みたいと思っているし、それが負担軽減につながるべきだと思っている。調査をできるだけ早く発出したい。
- (大橋部会長代理) 1次ヒアリングのときに、例えば、献血受入計画の策定の段階でどれだけ都道府県が実質的に関与している、というような話も議論したと思うのだが、話が振り出しに戻るとするのは、提案募集の手続として随分おかしい気がするが、いかがか。
- (厚生労働省) 1次ヒアリングから一貫してそういったことを説明しつつ、早く現場の実態、業務負担の状態を確認したいと思っている。1次ヒアリングを受けて、分権室とも相談して抽出調査という形で実施したが、その抽出の数では不十分ではないかという指摘があったので、改めて全国調査を行うことで今調整している。
- (谷中参事官) 抽出調査について分権室とすり合わせたという発言があったが、団体の数や具体的な団体名、調査項目については詳しくは聞いていない。その後、6団体に調査を実施したと聞いたので、それでは少ないということで改めて悉皆調査をやるべきだということを上申している。現時点で悉皆調査ができていないのは、現時点までに事務的に調整をしていて、調査項目について合意ができていないからできていないということが事実である。
- (高橋部会長) このような調査は聞き方が重要。どのような聞き方をするのかということで大分回答が違う。提案募集方式は8年やっており、その中で、こういった調査をするときは分権室と各部局で調査内容をすり合わせて連名で聞くというやり方をとっており、それを踏まえていただきたい。繰り返すが、計画ということではなくても、献血受入計画を都道府県が関与して策定した上で、協議会を開いて真摯に議論をして、合意事項を議事録に残すとか、そういうやり方でも十分ではないかという話もある。そういうことを質問する項目も入れていただくとありがたい。調査に際してのルールがこの8年で出来上がっているのだから、そのルールにのっとって協力いただければありがたい。お願いできるか。
- (厚生労働省) 前向きに考えたい。部会長が例示された内容を具体的に調査項目として書けばいいかと、今聞いた限りでは感じている。
- (高橋部会長) 私の思いで言ったものであるのだから、分権室において精査した上で、どういう聞き方がニュートラルなのかということ調整してほしい。どのように見直すかは、その結果を見てからという話だと思うが、2次ヒアリングが終わってしまったので、今後どういうふう作業を実施するかは分権室によく相談いただきたい。場合によっては来年に延長ということもあるので、そこはよろしくお願したい。
- 1次ヒアリングでもあった国会修正の話(県計画に係る規定の追加)だが、平成23年分権一括法で、国会修正で入った県計画の公表義務の規定を努力義務化している。そういった意味では、国会修正で入った部分について、絶対に改正できないという話ではない。特に今は計画というものが自治体の広域調整権の障害になっている現状がある。そういう状況の中で、個々の法定計画について見直しをしていただく余地はないかということ国会議員の先生方をお願いするというのは、行政府の在り方としては決しておかしくない話だと思うが、一般論としてはいかがか。
- (厚生労働省) 県計画がなくても献血の推進ができるというような部分が合意できるのだったら、国会で修正があったところについて丁寧に説明をしていくということはあるのだと思っている。
- (高橋部会長) 全く仮の話だが、我々の間で見直しについて合意でき、法改正が必要となったときにお願いはで

きるということによいか。既に平成23年分権一括法の経緯があるのだから。

(厚生労働省) 絶対にできないという立場でもないと思っている。一方で、立法府の判断という部分もあるが、それを理由に、絶対に我々からは無理だと申し上げる意図はない。

(高橋部会長) それは重々承知している。そのところを確認したかったということ。

また、大橋構成員からは赤十字の献血受入計画を引っ張ってくるというやり方があるのではないかというお話だったが、そこはいかがか。

(厚生労働省) 県の立場としてそれで活動できるということであれば、県としてそれを引っ張っていただくというやり方はありだとは思っている。

(高橋部会長) 中長期的な観点と毎年把握すべき観点はこれからの検討だと思うが、具体的にどの辺を想定されているのか。

(厚生労働省) 短期に変動するような事項はやはり1年単位で見る。

(高橋部会長) どの辺か。献血受入量は当然そう。ただ、それは日赤のものを引っ張ってくるから。

(厚生労働省) その量のところは、やり方に工夫ができと思っている。

(高橋部会長) それ以外の短期的なものは何か。

(厚生労働省) 前年度の実績という形で、例えば献血推進運動に参加していただいた団体の数といった簡単な報告については毎年アップデートする。ただ、全体として何をやるかといったものは5年に1度程度でよいのではないかと考えている。

(高橋部会長) コロナのような緊急事態は別として、そういう項目は5年に1度ぐらいでやっていただくということはありかなと思う。

結局、アンケート結果がどうなるかという話になる。2次ヒアリングはもう終わるので、あとは閣議決定までにどういう作業をして、その結果を閣議決定にどう反映して、さらに、それを踏まえてどうするのかというのは事務局とよく相談いただければありがたい。

事務局はそれでよろしいか。

(谷中参事官) そのように対応する。

(高橋部会長) 調査はこの8年の成果でお互い折り合ってやりましょうという話になっているので、ぜひ協力をよろしく願いたい。

<通番11：へき地におけるオンライン診療の場合の調剤制限の緩和（厚生労働省）>

(厚生労働省) 関係団体の意見も踏まえながら、年度内に考え方や条件などを整理したいと考えている。現時点で考えているのは、今回の提案のような荒天により医師がその離島に行くことができない状況であって、当然、島の中にも薬局がなく、薬剤師の確保も困難な場合に、診療所内で安全及び責任体制が確保されていることを前提に、離れたところにいる医師の責任の下、その医者が自己の処方箋により自ら調剤を行う範囲の中で、医師が離れたところにいる診療所の方にオンラインで映像や音声によって直接指示し、医薬品を患者さんに提供することを、一定条件の下で可能とできないか、関係団体に意見をいただきながら考え方を整理していきたいと考えている。

また、今回提案をいただいた津久見市においては、現地の薬剤師会など、医療関係団体あるいは関係者の皆様が離島のほうに薬剤師を常駐する方向でいろいろ検討をいただいていると聞いている。こういったことがもし実現すれば、それはそれで地域の住民の皆様に薬を提供していく環境を整備という意味でも一歩前進と思っているので、こういった尽力にも感謝したい。

(高橋部会長) その方向で願いたいと思うが、考え方や条件等の整理は年度内に行っていただくということによいか。

(厚生労働省) 然り。何らかの形で現場の皆様に分かるようにしたいと思う。

(高橋部会長) 荒天により島内に薬局がなく、薬剤師のというような場合ということだとかなり限定的な気がするのだが、これが条件としてはぎりぎりのラインなのか。

(厚生労働省) 提案の内容に沿った場面設定をした上で、それに対する対処策を考えていこうとは思っているが、例えばそれ以外のケースがあり得るというようなことが、検討の過程で関係団体から出てくれば、そして、地域住民の方に薬が届きにくいということであれば、それも検討の対象にし得ると思っているが、今は提案いただいたケースの場面を念頭に置きながら検討を始めたいと思っている。

- (高橋部会長) 事務局は、その辺りの条件について、提案団体の要望を最低限クリアできていると考えるか。
- (谷中参事官) 提案団体と相談はしたいと思うが、先ほど部会長の発言にもあったように、なるべく広めにというか、あまり限定しない方向で、通知の文案の調整などを適宜させていただきたいと思う。
- (高橋部会長) これから関係団体ともいろいろ調整されると思うので、その中で、もうちょっと広めにというような意見が出てくれば、拾っていただけると受け止めてよろしいか。
- (厚生労働省) 御理解のとおりで差し支えない。へき地や離島といった地域への薬剤の提供ということについて非常に重要視している。基本的には、やはり薬剤師や医師をまず地域で確保すること、ないしは、オンラインというような新しい手段も出てきていることもあり、やはり資格者の方がまずはきちんと地域に入る、きちんとカバーしていただく、ということが大前提である。提案の件でいえば、天候が荒れて本土から離島に渡れないときが年に数日あるというようなケースであったが、そういうケースについて、緊急に、どう対処していくことができるかという議論だと思っている。
- (高橋部会長) 我々の問題意識としては、縮小社会になってきて、有資格者もどうしても利便性が高いところに集中するという傾向がある。うまくいかない状態がこれから多々あり得るということ踏まえて、少し広めに検討いただければありがたいと思う。
- (厚生労働省) 現実により得るものの議論は否定したくないと思っている。薬剤師あるいは医療従事者の方に現場で努力をいただいた上で、部会長がまさに発言されたような、うまくいかない点について、いろいろな選択肢があり得ると思うので、そういったものの中からできることをお示ししていくということを心がけたいと思っている。
- (勢一構成員) 前向きに検討いただけるということでありありがたい。本件は追加共同提案団体もあるので、ぜひ現場のニーズを聞き取っていただいて検討をお願いしたいと思う。
- これから人口減少の社会になっていくという状況の中で、やはり命に関わるようなものはセーフティーネットをどう確立するかということが非常に大事だと思っている。原則があるが、一方でその原則が動かないときに、それをサポートするシステムがあることを担保していただく。そういう意味では、この提案は非常に重要な論点を示していると思うので、よろしく願いたい。
- (厚生労働省) 意見を踏まえ、対応したいと思う。

<通番 38：医師法等に基づく届出のオンライン化（厚生労働省）>

- (厚生労働省) 段階的にオンライン化を進めることとしており、令和4年度に、医療機関等に勤務する医師等について医療従事者の届出システムを構築してオンライン化する方向で検討中。オンライン化後は国に直接情報が送付される形となるため、どういった法改正が必要かについて法制局に相談している。一方で、都道府県の事務が全てなくなるかについては慎重に議論をしている。経由の過程で、都道府県には、提出数が極端に少ない病院への督促や、国では把握しえない地域枠等の内容についての確認をしていただいている。地域枠等の情報は都道府県が把握しており、また、医師の勤務の実態は、都道府県が直接把握している方が良い情報であると考えている。法改正をする上でどのような規定にするか、外形上の経由ということだけではなく、都道府県の役割を併せて規定するかということについて検討してまいりたい。
- (高橋部会長) オンライン化の場合には申請は経由を要しないこととする法制的な先例があるが、そこは整理ができており、事務を残すか否かが問題だと考えてよいか。
- (厚生労働省) 外形上は、オンラインの場合は国に直接届出がなされることとなると考えられる。
- (高橋部会長) 都道府県は医師法の施行に当たって必要な調査権限を持っていないのか。
- (厚生労働省) 現行では「都道府県を経由する」という規定から、医師等の届出に関する調査権限や確認事務を読み込めると理解しているが、この規定をなくしたときに、都道府県が行う事務の明示的な規定を設ける必要があるのではないかと考えている。
- (高橋部会長) 都道府県の医師に対する全般的な監督業務について、医師法に規定はないのか。
- (厚生労働省) 医師法第30条の3に、医師の届出について規定した第6条第3項の事務が、法定受託事務であることが規定されている。
- (高橋部会長) 監督業務について、明示的な規定がないことは承知した。法制局とは、都道府県の負担にならないようにという観点から話をさせていただきたい。
- (厚生労働省) 現行規定のままとする方が簡単かもしれないとも考えている。

- (高橋部会長) 経由をなくす一方で新しい事務が発生すると問題であるため、結果だけではなく、途中の経緯も含めて事務局とよく調整いただきたい。
- (厚生労働省) 「経由」という規定を残すかどうかを含めて調整するというだけでよいか。
- (高橋部会長) 「経由」は改めることを前提として、負担がないような形で必要な事務の位置付けを検討していただきたい。
- (厚生労働省) 一定の業務は残ると考えているため、その点は相談したい。
- (高橋部会長) 承知した。事務局とよく調整いただきたい。

<通番8：基幹型臨床研修病院の指定基準の見直し（厚生労働省）>

- (厚生労働省) 臨床研修修了後の医師は必ずしも地域に縛られるものではなく、全国各地で診療を行う可能性があり、国民に対して良質な医療を均てん的に提供するために、統一的な臨床研修病院の指定基準を定めてきたという経緯がある。質の確保や均てん化を図る重要性については、臨床研修病院の指定権限が都道府県に移譲された前後で変わるものではないと考えているが、省令と施行通知でそれぞれどのような内容を規定すべきか等について、医道審議会医師分科会医師臨床研修部会の中で議論を行いたい。なお、今後議論を重ねていくことについては、当該部会で既に了解をいただいている。
- 臨床研修制度は5年周期で効果を検証し、必要な見直しを行うということを繰り返しているところであるが、中には年度で区切っている事項もある。本件の他にも、見直さなければならない事項が多々あるため、それらと併せて議論を進めていきたい。
- (高橋部会長) 5年周期で制度変更をしていて、一方で、年度で区切っている部分もあるとのことである。この議論はどのようなスケジュールで進んでいくのか。
- (厚生労働省) 直近の制度見直しが施行されたのが令和2年度からであるため、次の制度見直しが施行されるのは令和7年となる。概ねの議論はその前の令和4年、5年あたりに行うため、その中に含めることとしたい。
- (高橋部会長) では、令和7年を待たずに令和4年、5年に措置できるか。
- (厚生労働省) 考え方の整理は行うが、制度の見直しに反映されるのはもう少し後になると考える。臨床研修は医学部の卒業生に大きく関わる話でもあるため、周期の途中で急に変更を行うことは難しい。多くの有識者の意見をいただきながら慎重に議論すべき内容であり、前回の9月の部会において今後の議題とすることは了承いただいたところ。また次回以降、早急に考え方を整理してまいりたい。
- (高橋部会長) 基準を厳格化するのではなく、緩和する方向であるため、それほど深刻な影響があるとは考えられない。分権提案でもあるため、早めに検討していただきたい。
- (厚生労働省) 制度変更の概要は令和5年に大体固まるが、その後周知や準備の期間も必要であるため、決定した事項を直ちに反映することは難しい。
- (高橋部会長) 結局令和7年からということになりそうだが。
- (厚生労働省) 募集定員の設定方法や地域枠のあり方など、様々な議題がある中で本件を議論するため、考え方をまとめるだけでも時間がかかる。
- なお、過去にも一度、平成16年に初期臨床研修が義務化された際に、研修を受け入れる病院がなくなるのではないかと懸念から、必要な症例の基準を撤廃したことがある。しかし、5年後の平成21年の見直しの際に、一定程度の基準はやはり必要ということで、改めて設けたもの。平成16年以前は「300床以上の病院であること」と「3,000人以上の入院患者がいること」という2つの基準を設けていたが、これを一旦両方撤廃した上で、その5年後の見直しの際に、臨床研修に必要な症例数を確保するため「3,000人以上の入院患者がいること」のみを改めて規定した。医道審議会医師分科会医師臨床研修部会においてこのように議論されてきた経緯があるため、ある程度の基準が必要であることは共通認識であると考えている。
- (高橋部会長) 繰り返しになるが、基準を緩和する方向であることから、実務への混乱は少ないと考えられるため、施行も早くできるのではないかと。
- (厚生労働省) 過去に緩和して、現在の基準に戻った経緯を述べたところであり、緩和する方向の結論が得られるかどうかはこの場で確約できない。いずれにせよ、地域限定の基準であってはならないと考えており、また、ある程度の症例数を臨床研修の段階で経験するのは有意義なことでもあるため、その点は有識者に十分議論していただきたいと考えている。
- (高橋部会長) 承知した。

(大橋部会長代理) 提案団体の主張は地域に根差した医療体制をつくりたいというもので、現行の「年間入院患者数3,000人」という基準が地域の実情に合わないというところがあるのではないかと。

また、制度の仕組みとして、法律上に臨床研修制度というものがあり、省令で基幹型臨床研修病院や協力型臨床研修病院について規定されているが、省令では「十分な症例があること」としか規定されていないにもかかわらず、通知の中で「年間入院患者数3,000人」という具体的な基準を示し、さらにそれが「2,700人でも構わない」と緩和されている。このような制度の根幹を成す具体的な基準が省令に規定されていないこと、また、省令に規定されていない通知に基づく基準が実質的に地方公共団体を拘束していることは、地方分権の観点からは適切でないと思う。

しかも、平成21年に新制度に移行したときには、年間入院患者数3,000人を下回っている病院についても、経過措置として基幹型臨床研修病院の指定を継続するという形で、実情に合わせた取扱いをしているにもかかわらず、なぜ新規の指定についてばかり年間入院患者数の基準が厳格に適用されるのか。また、過去の医道審議会の資料を見ても、「年間入院患者数3,000人という基準は絶対的なものではない」というような意見も出ている中で、この基準の根拠はどれほど正当なものなのか。

現に地方公共団体からは、現行の基準では地域に十分に根付いてくれるような医師を育てることができないという提案が具体的に出ているため、緩和の方向で検討いただくとともに、基準の正当な根拠をきちんと示した上で、現状よりも上位の法令に規定するということが、現在の地方自治の法体系に照らして重要なことではないかと。

(厚生労働省) 法的な建付けについては、法令に規定すべきことなのか、通知への記載で足りるのかということも含めて、医道審議会医師分科会臨床研修部会で検討したい。基準については、平成16年以前は病床300床以上もしくは年間入院患者3,000人以上としていたところを、一旦撤廃したのち再度設定し、その後経過措置として年間入院患者数2,700人以上という基準を設けていた経緯があるが、現在の社会の実情に合っているかを問う提案だとも考えているため、引き続き臨床研修部会の中で、いただいた意見を含めて見直しの議論をしたいと考えている。

(高橋部会長) 絶対的な基準を設けるのではなく、参酌すべき基準のような形にして、臨床研修制度が機能し得る範囲で、都道府県が地域の実情に応じてある程度主体的に指定ができるようにする方向で検討いただきたいが、いかがか。

(厚生労働省) 医道審議会に諮ること以上は確約できないが、通知の中では、単に「年間入院患者数3,000人」ということだけでなく、診療科別の望ましい症例数についても示している。全国における均てん的な医療の提供という趣旨からすると、地域ごとに差がある状況は望ましくないということで、このような基準を設けているところであるが、基準そのものがどうなのかということは、指摘も踏まえて検討させていただきたい。

(高橋部会長) 承知した。ところで、基準を満たさなくなっても、実地調査の結果、指定を継続することとなった病院の中には基準を下回っているところもあるようだが、そういった意味では、当面の取扱いの「2,700人」も絶対的な基準ではないと思われるが、いかがか。

(厚生労働省) 国としては年間入院患者数3,000人以上を目指していただきたいが、基準を一旦撤廃した経緯等もあり、経過措置を現在も残している。全国均一の基準による医師の質の担保という観点から、数字の多寡について考えていきたい。

(高橋部会長) 臨床研修の質の確保のため、症例数や患者数、診療科別の症例数が研修にとって大事だということはあるが、経過措置があるにしても、それを「年間入院患者数3,000人」という厳格な基準とすることが適切かどうかは、議論の余地がある。

(厚生労働省) 研修医にとっては早い段階で多くの症例を経験したいという考えもあるため、そのような環境が整っている方が良いということもある。数字の多寡については改めて検討したい。

(高橋部会長) 多寡だけでなく、基準をどう表すかも考えていただきたい。

(厚生労働省) 承知した。

(事務局) 質の均てん化が重要であることは承知しているが、厚生労働省が実態調査をした上で、基準を下回っていても指定を継続している事例もある。裏を返せば、質の担保さえできるのであれば、年間入院患者数3,000人あるいは2,700人という基準にこだわる必要はないと考えられるため、見直しについてぜひご検討いただきたい。

(厚生労働省) 承知した。

(高橋部会長) 閣議決定までに引き続き事務局と調整していただきたい。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)